

処理基本計画に盛り込むべき主な内容について

1. まえがき

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）の施行後、国は日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年の北九州事業を始め、豊田事業（平成17年）、東京事業（平成17年）、大阪事業（平成18年）、北海道事業（平成20年）による処理が始まった。
- JESCOによる処理は、平成24年度末時点で高圧トランス等56%、高圧コンデンサ等44%が完了し、また、安定器等・汚染物の処理も平成21年に北九州事業、平成25年に北海道事業で開始された。しかしながら、世界でも類を見ない規模での化学処理によるPCB廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等の処理開始後に必要性が明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの事業の完了が困難な状況となっている。
- 一方、特別措置法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明した。環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度を活用して処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。
- 我が国において、PCB廃棄物は、過去約30年間処理されず保管を余儀なくされたが、これまでの取組により、特別措置法の制定以降大きく処理が進んだと言える。しかし、PCBの処理完了に向けては、まだ道半ばである。
- 今後、1日も早い処理完了に向け、関係者が確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさなければならない。

2. PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(1) 高圧トランス・コンデンサ等

	発生量	処分量	保管量
平成24年度まで	—	高圧トランス等 9,965台 高圧コンデンサ等 146,233台	高圧トランス等 約7,100台 高圧コンデンサ等 約156,000台
平成25年度以降	高圧トランス等 約700台 高圧コンデンサ等 約28,000台	高圧トランス等 約7,800台 高圧コンデンサ等 約183,000台	—

- 本表に示す処理対象量以外に、特別措置法の届出義務があるにも関わらず届出を行っていない事業者が存在すると考えられる。また、一部に使用中の機器が存在する。
- PCBを使用した機器（いわゆる高濃度のPCBを含む機器）の処理施設は、我が国における過去約40年間の取組の結果、JESCOの処理施設のみであることから、未届出の保管事業者や、使用中の機器を有する事業者に対し、同社の操業期間中に確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組まなければならない。
- また、行政に届け出られていないポリ塩化ビフェニルを使用した機器については、その保管状態によっては環境汚染が懸念されることを踏まえ、また、ストックホルム条約における使用中の機器の人の健康や環境への影響の防止に関する規定を踏まえ、早期に適正に保管・処分がなされることが重要である。

(2) 安定器等・汚染物

- 安定器等・汚染物について、平成24年度までに処理されたのは936トンである。特別措置法第8条に基づき届け出られた情報により推計すると、平成25年度以降の処理対象量は、約11,000トンとなる。

(3) 微量PCB汚染廃電気機器等

- 微量のPCBに汚染された電気機器等（以下「PCB汚染廃電気機器等」という。）は、使用中のものを含め、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400km存在すると推計されている。

3. JESCOに関する処理体制

- 日本全体のPCBを1日でも早期に処理するため、国、都道府県市、JESCO等の関係機関の協力の下、これまでに整備されたJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後安全操業を第一としつつ、計画的かつ早期に処理が行われるよう取り組んでいくこととする。
- 具体的には、次の表に掲げるとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物を定めるものとする。
- 高圧トランス・コンデンサ等について、各事業所において円滑に処理を行うことが困難な処理対象物については、他の事業所の処理能力を活用することで1日も早い円滑な処理が可能となる。このため、各事業所における設備の改造に加え、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとする。
- また、安定器等・汚染物については、北九州事業及び北海道事業の2カ所のプラズマ熔融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪事業、豊田事業及び東京事業において処理可能な物を除く。）の処理を行うこととする。
- これらにより、全国に保管等されている高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な処理体制が整備されることとなる。この体制においては、保管事業者がJESCOに対し処理委託を行う期限として、計画的処理完了期限を設ける。
- 計画的処理完了期限の後、今後新たに発生する廃棄物の処理や、処理に手間がかかる機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、事業終了準備期間を設ける。

事業名 (実施 場所)	処理対象	事業対象地 域	事業対象地域以 外に保管されて いる処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処 理完了期 限	事業終了準 備期間
北九州 (福岡 県北九 州市若 松区響 町1丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	A地域	C地域の車載ト ランスの一部、D 地域のコンデン サの一部	1.5 トン /日 (P C B分解 量)	平成 31 年 3月 31 日	平成31年4 月1日から 34年3月31 日まで
	安 定 器 等・汚 染 物	A地域、B地 域及びC地 域(大阪事業 及び豊田事 業における 処理対象物 を除く。)		10.4トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 34 年 3月 31 日	平成34年4 月1日から 36年3月31 日まで
大阪 (大阪 府大阪 市此花 区北港 白津2 丁目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	B地域	C地域の車載ト ランスの一部及 び特殊コンデン サの一部、E地域 の特殊コンデン サの一部	2.0 トン /日 (P C B分解 量)	平成 34 年 3月 31 日	平成34年4 月1日から 37年3月31 日まで
	安 定 器 等・汚 染 物	B地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 34 年 3月 31 日	平成34年4 月1日から 37年3月31 日まで
豊田 (愛知 県豊田 市細谷 町3丁 目)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	C地域	B地域のポリプロ ピレン等を使用 したコンデンサ の一部	1.6 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成35年4 月1日から 38年3月31 日まで
	安 定 器 等・汚 染 物	C地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)			平成 35 年 3月 31 日	平成35年4 月1日から 38年3月31 日まで
東京 (東京 都江東 区青海	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	D地域	C地域の車載ト ランスの一部、E 地域の大型トラ ンスの一部	2.0 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成35年4 月1日から 38年3月31 日まで

3丁目 地先)	安定器 等・汚染 物	D地域(小型 電気機器の 一部に限 る。)	北九州事業所及 び大阪事業所か ら発生する廃粉 末活性炭		平成 35 年 3月 31 日	平成35年4 月 1日から 38年3月31 日まで
北海道 (北海 道室蘭 市 仲 町)	高圧トラ ンス・コ ンデンサ 等	E地域		1.8 トン /日 (P C B分解 量)	平成 35 年 3月 31 日	平成35年4 月 1日から 38年3月31 日まで
	安定器 等・汚染 物	D地域及び E地域(東京 事業におけ る処理対象 物を除く。)		12.2 トン (安定器 等・汚染 物量)	平成 36 年 3月 31 日	平成36年4 月 1日から 38年3月31 日まで

備考：

事業対象地域については以下のとおり。

A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県、沖縄県

B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、
茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、
山梨県、長野県

4. 各主体の役割・取組として盛り込むべき内容

(1) 国の役割・取組

- 拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう J E S C O を指導監督するとともに、J E S C O が事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるよう指導監督する。
- J E S C O が行う拠点的広域処理施設の保守点検に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保する。
- 都道府県市と連携し、P C B 廃棄物の処理が1日でも早く完了するよう保管事業者及び使用中の機器を有する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知する。また、都道府県市と連携して、使用中の機器やP C B 廃棄物の把握に努めるとともに、処理の時期の確認を行う。さらに、計画的処理完了期限までに J E S C O への処理委託が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 地方公共団体の役割・取組

- 掘り起こし調査等を行った上で、管内における未処理の機器やP C B 廃棄物を網羅的に把握する。このため、事業者に対して機器の保有状況を確認するとともに、事業者団体等を通じて情報収集に努める。
- 国、J E S C O、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表の掲載事業者に対し、処理の時期を確認する。さらに計画的処理完了期限までに J E S C O への処理委託が確実に行われるよう必要な指導等を行う。
- 使用中の機器についても将来処理が必要となることを踏まえ、経済産業省とも連絡調整し対応するものとする。
- 地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるP C B 廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、都道府県市は、このような地元地域の重要な貢献を認識し、可能な措置を講ずることが重要である。

(3) J E S C O の役割・取組

- J E S C O は、その拠点的広域処理施設において、安全を第一として適正かつ確実な処理を行うこととする。

- 具体的には、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むこととする。
- また、今後は特に設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検を計画的かつ確実にを行うことが重要である。このため、日常点検及び年1回の定期点検を確実に行うとともに、部品や設備が計画的に更新されるよう各事業ごとに長期設備保全計画を策定し、これらに基づく設備の更新を着実にやっていくこととする。
- さらに、日常的に工程改善等の処理促進に取り組むとともに、手間がかかる機器を安全かつ確実に処理するための技術的な検討等に努めるものとする。
- 都道府縣市及び保管事業者と十分な連絡調整を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。
- また、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に計画的な処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により計画的な処理委託を促進することを検討する。
- これらの取組により、J E S C Oは、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備に取り組むものとする。
- また、J E S C Oは事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるものとする。

(4) 保管事業者等の役割・取組

- 保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。P C Bを含む機器を使用している事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、J E S C Oの各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

- 保管事業者は、適正な保管及び計画的な処分を行うことに責務がある。この責務が確実に行われるよう関連事業者団体等は、行政が行う保管事業者への指導や普及啓発に協力することが必要である。

5. 微量PCB汚染廃電気機器等の処理

- 微量PCB汚染廃電気機器等については、電力会社が柱上トランスに関する自社処理施設を整備し処理を行ってきたことに加え、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われてきた。今後は、これらの取組に加え、廃棄物処理法に基づく都道府県市による特別管理産業廃棄物の処分業の許可も活用しながら処理体制を確保することとする。
- 国は、微量PCB汚染廃電気機器等について、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定を円滑に行うことを通じて、処理体制の確保に努めることとする。また、微量PCB汚染廃電気機器等については、その処理台数や量が膨大であること及びPCBの濃度が一般に相当程度低いことを踏まえ、その処理がさらに合理的に進むよう技術的な検討を行うことが必要である。具体的には、使用中の機器に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築についても検討する。併せて、抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進める。